

保険料納付免除制度があります！

所得が少ないなど、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、ご本人の申請手続きによって、保険料の納付が「全額免除」または「一部納付（一部免除）」される制度があります。

全額免除制度

保険料の全額（15,020円）が免除

全額免除された期間は、保険料を全額納付したときに比べ、年金額が $\frac{1}{2}$ として計算されます。（保険料額は平成23年度の額）

☆☆全額免除となる所得の「めやす」☆☆

前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること

$$(\text{扶養親族等の数} + 1) \times 35 \text{ 万円} + 22 \text{ 万円}$$

※申請者ご本人のほか、配偶者および世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。

※平成22年7月～平成23年6月分の申請については、前々年(平成21年)の所得で審査を行います。

※これまで、保険料の全額が免除された期間の年金額は、保険料の全額を納付した場合と比較して3分の1として計算されていましたが、平成21年4月分からは2分の1として計算されるようになりました。

一部納付（一部免除）制度

保険料の一部を納付、残りの保険料は免除

一部納付は3種類です。それぞれの納付額（平成23年度）と年金額の計算は次のとおりです。

- ・ **4分の1納付**（3,760円）→ 年金額 $\frac{5}{8}$ （21年3月分までは $\frac{1}{2}$ ）
- ・ **半額納付**（7,510円）→ 年金額 $\frac{6}{8}$ （21年3月分までは $\frac{2}{3}$ ）
- ・ **4分の3納付**（11,270円）→ 年金額 $\frac{7}{8}$ （21年3月分までは $\frac{5}{6}$ ）

☆☆一部納付となる所得の「めやす」☆☆

前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること

○4分の1納付 → 78万円＋扶養親族等控除額＋社会保険料控除額等

○半額納付 → 118万円＋扶養親族等控除額＋社会保険料控除額等

○4分の3納付 → 158万円＋扶養親族等控除額＋社会保険料控除額等

※申請者ご本人のほか、配偶者および世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。

※平成22年7月～平成23年6月分の申請については、前々年(平成21年)の所得で審査を行います。

（注）一部納付制度は、納付すべき一部の保険料を納付されない場合、その期間の一部免除が無効（未納と同じ）となるため、将来の老齢基礎年金の額に反映されず、また、障害や死亡といった不測の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合がありますのでご注意ください。

毎年の申請が不要！

ここがポイント！

翌年度以降も引き続き全額免除または若年者納付猶予を希望される場合は、申請書の所定の欄に印を付していただくことにより、翌年度以降の申請書の提出は不要となります。

- ※ 全額免除または若年者納付猶予の承認を受けられた方に限ります。
- ※ 失業等を理由とした特例による免除承認であった場合には、翌年度も申請書の提出が必要となります。
- ※ 所得要件の審査は、市（区）町村民税の申告内容をもとに行いますので、所得申告を忘れずに行ってください。

免除された期間の保険料と年金はどうなるの？

- 保険料の全額免除や一部納付等の承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受ける年金額が少なくなります。
- そこで、これらの期間は、10年以内（平成23年4月分は平成33年4月まで）であれば、あとから保険料を納めること（追納）ができます。
- 追納する場合は、保険料免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納すると、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。
- なお、平成23年度中に追納する場合の加算額を加えた追納額は、下表のとおりです。

免除の承認を受けた年度の保険料を平成23年度中に追納する場合の額

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
平成13年度の月分	15,350円	—	—	—
平成14年度の月分	14,760円	—	7,380円	—
平成15年度の月分	14,540円	—	7,270円	—
平成16年度の月分	14,340円	—	7,170円	—
平成17年度の月分	14,380円	—	7,190円	—
平成18年度の月分	14,440円	10,830円	7,220円	3,610円
平成19年度の月分	14,470円	10,840円	7,230円	3,610円
平成20年度の月分	14,580円	10,940円	7,290円	3,640円
平成21年度の月分	14,660円	10,990円	7,330円	3,660円
平成22年度の月分	15,100円	11,320円	7,550円	3,770円

平成20年度分以前の保険料に加算額が上乗せされます。